

## 新潟市認可外保育施設立入調査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、認可外保育施設に対する児童福祉法第59条第1項に基づく調査に関して必要な事項を定め、認可外保育施設を利用する児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (対象)

第2条 この要綱の対象となる施設は、児童福祉法第39条に規定する業務を行うことを目的とする施設であって、児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けていないもの(児童福祉法第58条の規定により、認可を取り消された施設を含む)とする。

### (立ち入り調査の種別)

第3条 立入調査は通常立ち入り調査と特別立ち入り調査とする。

2 通常立ち入り調査は第6条の規定により策定した実施計画に基づいて実施する立入調査とし、年1回とする。

3 特別立ち入り調査は、問題を有する施設を対象に必要なに応じて特定の事項について実施する立入調査とする。

### (立入調査の方法)

第4条 立入調査は、現地に赴いて行うこととする。

### (立入調査事項)

第5条 立入調査事項は、別紙の通りとする。

### (実施計画)

第6条 立入調査の実施計画は、国の指導方針に準拠し、市の社会福祉行政運営の方針を踏まえて、毎年度当初に策定するものとする。

### (立入調査の実施体制)

第7条 立入調査は新潟市の職員2人以上をもって編成し、そのうち1人は原則として係長相当職以上にあるものとする。

### (立入調査の通知)

第8条 立入調査の実施に当たっては、対象となる施設に対し、立入調査の期日、立入調査を行う職員の氏名、その他必要な事項を事前に通知するものとする。ただし、特別立ち入り調査に当たってはこの限りでない。

### (立入調査の留意事項)

第9条 立入調査は、公正不偏かつ懇切丁寧を旨として指導援助的な態度で実施し、努めて関係者の自発的な協力が得られるよう配慮すること。

2 立入調査の過程においては、直接担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう配慮し、十分意見交換を行い、一方的判断を押し付けることのないように留意すること。

3 立入調査の結果、問題点を認めたときは、できるだけその発生原因の究明を行うよう努めること。

(立入調査結果の講評)

第10条 立入調査を行った職員は、立入調査終了後、施設の長及びその他関係職員の出席を求め、その結果について講評を行うものとする。

(復命)

第11条 立入調査を行った職員は、立入調査終了後、速やかに立入調査の内容について調書を作成し、復命しなければならない。

(改善後の指示及び確認)

第12条 立入調査の結果、是正又は改善を要する事項については、施設の長に対し、その内容及び改善方法等を文書により指示するものとする。

2 指示事項に対する是正改善の状況は、期限を付して報告を求めるほか重要な事項については、必要に応じてその改善状況を確認するため、特別立入調査等の措置をとるものとする。

(立入調査結果の報告)

第13条 立入調査を行った職員は、立入調査の結果及び改善状況等について、報告しなければならない。

2 施設に対する指示事項については是正又は改善がなされない場合、必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査結果の公開)

第14条 立入調査の結果は、別に定めるところにより公開するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(別紙)

認可外保育施設立入調査事項（第5条関係）

1. 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の指導基準等

指導基準	調査事項	調査内容
1 保育に従事するものの数及び資格	1 保育に従事する者の数 ○乳児 おおむね3人につき1人以上 ○幼児 ・1、2歳児 おおむね6人につき1人以上 ・3歳児 おおむね20人につき1人以上 ・4歳児以上 おおむね30人につき1人以上 ※ 以下、乳児、幼児を総称する場合は「乳幼児」とする。  〔考え方〕 ここでいう保育に従事する者は、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなす。）して上記の人数を確保すること。	保育に従事する者の必要数の算出 ※ 以下、必要数の算出は、年齢別に小数点1桁（少数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。 a 調査日の属する月を基準月とし、月極めの利用契約乳幼児数を基礎とする。（以下「基礎乳幼児数」という。） b 時間預かり（一時預かり）がある場合は、基礎乳幼児数に時間預かりの乳幼児数を加えること。（以下「総乳幼児数」という。） c 常時、保育に従事する者が複数配置されているか。また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しているか。
	2 保育に従事する者の有資格者の数  〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。  ※指導基準第1の調査事項3により評価を行う場合は、本項目は適用しない。	有資格者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1（保育に従事する者が2人の施設又は1のCにより1人が配置されている時間帯については1人）以上いるか。 a 月極契約乳幼児数に対する有資格者の数 b 総乳幼児数に対する有資格者の数 ※ 有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入
	3 国家戦略特別区域法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設における指導基準第1の調査事項2に係る特例	a 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であるか。

1 保育に従事するものの数及び資格	調査事項	調査内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>b 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置しているか。</li> <li>c 保育士の資格を有する者を1人以上配置しているか。</li> </ul>
	4 保育士の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。</li> <li>b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。</li> </ul>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
2 保 育 室 等 の 構 造 設 備 及 び 面 積	1 保育室の面積 〔考え方〕 保育室面積： 当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等は含まない。	保育室の面積は、おおむね入所乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保されているか。 a 月極契約乳幼児数についての1人当たりの面積 b 総乳幼児数についての1人当たりの面積
	2 調理室の有無 〔考え方〕 給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していることが求められる。	a 調理室は、当該施設内にあつて専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に使用できるか。
	3 おおむね1歳未満児とその他の幼児の保育場所とが区画されかつ安全性が確保	a おおむね1歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。
	4 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。 b 換気が確保されているか。 c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。
	5 便所 (1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室との区画 便所の安全な使用の確保	a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。 b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。 c 便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。
	(2) 便器の数	a 便器の数が、おおむね幼児20人につき1以上であるか。 ※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
3 非 常 災 害 に 対 す る 措 置	1 (1) 消火用具の設置  (2) 非常口の設置	a 消火用具が設置されているか。 b 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。  a 非常口（玄関とは別の勝手口など）は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。 ※ 2階以上の施設については、指導監査指導基準第4により評価を行うものとする。
	2 (1) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定         (2) 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	a <b>【30人以上の施設】</b> 具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。 ※ 消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。 ※ 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。  <b>【30人未満の施設】</b> 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。 ※ 消防計画が作成されている場合は消防計画で可能 b 防火管理者の選任、届出が行われているか。 ※ 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。30人未満の施設であっても乳幼児の安全確保の観点から、届出を行うことが望ましい。 a 訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。

指導基準	調査事項	調査内容												
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	1 保育室が2階の場合の条件	<p>a 保育室その他乳幼児が入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。</p> <p>b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。</p> <p>なお、保育室を2階に設ける建物が下記イ及びロのいずれも満たさない場合においては、指導基準第3に規定する設備の設置（注）及び訓練の実施に特に留意すること。</p> <p>（注）「指導基準第3に規定する設備」とは、非常口（玄関とは別の勝手口など）、消火用具を指し、その両方が原則2階にあるかどうかで判断をすること。</p> <p>※ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。</p> <p>イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。</p> <p>ロ 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていること。</p> <table border="1" data-bbox="730 1458 1134 1998"> <tbody> <tr> <td data-bbox="730 1458 804 1541">常用</td> <td data-bbox="804 1458 1134 1496">① 屋内階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1496 804 1541"></td> <td data-bbox="804 1496 1134 1541">② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1541 804 1957">避難用</td> <td data-bbox="804 1541 1134 1749">① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1749 804 1794"></td> <td data-bbox="804 1749 1134 1794">② 待避上有効なバルコニー</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1794 804 1957"></td> <td data-bbox="804 1794 1134 1957">③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1957 804 1998"></td> <td data-bbox="804 1957 1134 1998">④ 屋外階段</td> </tr> </tbody> </table>	常用	① 屋内階段		② 屋外階段	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段		② 待避上有効なバルコニー		③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備		④ 屋外階段
常用	① 屋内階段													
	② 屋外階段													
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段													
	② 待避上有効なバルコニー													
	③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備													
	④ 屋外階段													

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
4 保 育 室 を 2 階 以 上 に 設 け る 場 合 の 条 件	2 保 育 室 が 3 階 の 場 合 の 条 件	a 耐火建築物であるか。 b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。 c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。 d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。 e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。 f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。 g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可があか。 ※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。 h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されているか。
	3 保 育 室 が 4 階 以 上 の 場 合 の 条 件	a 耐火建築物であるか。 b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。 c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。 d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。 e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。 f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。 g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。 h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されているか。

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
5 保 育 内 容	<p>1 保育の内容</p> <p>※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。</p>	<p>a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達 の状況を把握し、保育内容を工夫して いるか。</p> <p>b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、 遊び、運動、睡眠等をバランスよく組 み合わせた健康的な生活リズムが保た れるように、十分に配慮がなされた保 育の計画を定め実行しているか。</p> <p>(a) カリキュラムが、乳幼児の日々の 生活リズムに沿って設定されているか。</p> <p>(b) 必要に応じ入所（利用）乳幼児に 入浴又は清拭をし、身体の清潔が保 たれているか。</p> <p>(c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠 等に配慮しているか。</p> <p>(d) 外遊びなど、戸外で活動できる環 境が確保されているか。</p> <p>c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続ける など、乳幼児への関わりが少な「放任 的」な保育になっていないか。</p> <p>d 必要な遊具、保育用品等が備えられ ているか。</p> <p>※ テレビは含まない。</p>
	<p>2 保育に従事する者の保育姿勢等</p> <p>(1) 保育に従事する者の人間性と 専門性の向上</p> <p>(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮</p>	<p>a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育 サービスを実施する者として適切な姿 勢であるか。特に、施設の運営管理の 任にあたる施設長に於いては、その職 責にかんがみ、資質の向上、適格性の 確保が求められること。</p> <p>b 保育所保育指針を理解する機会を設 けるなど、保育に従事する者の人間性 と専門性の向上を図るよう努めている か。</p> <p>a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、 人格を辱めることがないなど、乳幼児 の人権に十分配慮がなされているか。</p>

指導基準	調査事項	調査内容
5 保育内容	(3) 児童相談所等の専門的機関との連携	<p>a 入所（利用）乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。</p> <p>※ 虐待が疑われる場合だけでなく心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。</p>
	<p>3 保護者との連絡等</p> <p>(1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施</p> <p>(2) 保護者との緊急時の連絡体制</p> <p>(3) 保育室の見学</p>	<p>a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。</p> <p>a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。</p> <p>※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。</p> <p>a 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。</p>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
6 給 食	1 衛生管理の状況 調理室、調理、配膳、食器等 の適切な衛生管理	<p>a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。また、哺乳ビンを使用することによく洗い、滅菌しているか。</p> <p>b 調理室が清潔に保たれているか。</p> <p>c 調理方法が衛生的であるか。</p> <p>d 配膳が衛生的であるか。</p> <p>e 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。</p> <p>f 原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。</p>
	<p>2 食事内容等の状況</p> <p>(1) 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容</p> <p>(2) 献立に従った調理</p>	<p>a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。</p> <p>b 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。</p> <p>[市販の弁当等の場合]</p> <p>c 乳幼児に適した内容であるか。</p> <p>d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食接種後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。</p> <p>a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。</p>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
7 健康管理・安全確保	1 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等 b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。
	2 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。
	3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健法に規定する健康診断に準じて実施  【考え方】 3 a、bについては在籍児童全員が実施していることを求めるものであるが、各施設の状況を鑑みて在籍児童に対しておおむね実施されている状況をもって「適」と自治体が個別判断することも可。	a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。 b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施） ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。 c 入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。
	4 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。 b 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施しているか。
	5 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
7 健 康 管 理 ・ 安 全 確 保	6 感染症への対応	<p>a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。</p> <p>b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。</p> <p>c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。</p>
	7 乳幼児突然死症候群に対する注意	<p>a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。</p> <p>b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。</p> <p>※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。</p> <p>c 保育室では禁煙を厳守しているか。</p>
	8 安全確保	<p>a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。</p> <p>b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に行われているか。</p> <p>c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。</p> <p>d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。</p>

指導基準	調査事項	調査内容
7 健康管理・安全確保		<p>e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</p> <p>f 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。</p> <p>g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。</p> <p>h 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。</p> <p>i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童のために児童車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。</p> <p>j 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装備を備え、これを用いてiに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。</p> <p>k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。</p> <p>l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。</p> <p>m 事故発生時には速やかに当該事実を市に報告しているか。</p> <p>n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>o 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
<p>8 利 用 者 へ の 情 報 提 供</p>	<p>1 施設及びサービスに関する内容 の揭示</p>	<p>以下の事項について、施設のサービス を利用しようとする者が見やすい場所に 掲示されているか。</p> <p>a 設置者の氏名又は名称及び施設の管 理者の氏名</p> <p>b 建物その他の設備の規模及び構造</p> <p>c 施設の名称及び所在地</p> <p>d 事業を開始した年月日</p> <p>e 開所している時間</p> <p>f 提供するサービスの内容及び当該 サービスの提供につき利用者が支払う べき額に関する事項並びにこれらの事 項に変更を生じたことがある場合にあ っては当該変更のうち直近のものの内 内容及びその理由</p> <p>g 入所（利用）定員</p> <p>h 保育士その他の職員の配置数又は その予定</p> <p>i 保育する乳幼児に関して契約してい る保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>j 提携している医療機関の名称、所在 地及び提携内容</p> <p>k 緊急時等における対応方法</p> <p>l 非常災害対策</p> <p>m 虐待の防止のための措置に関する 事項</p>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
8 利 用 者 へ の 情 報 提 供	2 サービス利用者に対する契約内 容の書面による交付	<p>以下の事項について、利用者に書面等 による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び 所在地</p> <p>b 当該サービスの提供につき利用者が 支払うべき額に関する事項</p> <p>c 施設の名称及び所在地</p> <p>d 施設の管理者の氏名</p> <p>e 当該利用者に対し提供するサービス の内容</p> <p>f 保育する乳幼児に関して契約してい る保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>g 提携する医療機関の名称、所在地及 び提携内容</p> <p>h 利用者からの苦情を受け付ける担当 職員の氏名及び連絡先</p>
	3 サービスの利用予定者から申し込み があった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約 の内容及びその履行に関する事項につ いて、適切に説明が行われているか。
9 備 え る 帳 簿	1 職員に関する書類等の整備	<p>a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を 証明する書類（写）、採用年月日等が 等記載された帳簿があるか。</p> <p>b 労働基準法等の他法令に基づき、各 事業場ごとに備え付けが義務付けられ ている帳簿等があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者名簿（労働基準法第107条）</li> <li>・賃金台帳（労働基準法第108条）</li> <li>・雇入、解雇、災害補償、賃金その他 労働関係に関する重要な書類の保存 義務（労働基準法第109条）</li> </ul>
	2 在籍（利用）乳幼児に関する書類 等の整備	a 在籍（利用）乳幼児及び保護者の 氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、 保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用） 記録並びに契約内容等が確認できる書 類があるか。

(別紙)

認可外保育施設立入調査事項（第5条関係）

2. 法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の指導基準等

指導基準	調査事項	調査内容
1 保育に従事するものの数及び資格	1 保育に従事する者の数  ○1人に対して乳幼児3人以下  ○家庭的保育補助者とともに保育する場合は、乳幼児5人以下	乳幼児の数が保育することができる数以内か。  a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数  b 保育に従事する者が家庭的保育補助者とともに保育している乳幼児の数
	2 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。	a 保育に従事する者のうち、1人以上は、有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。
	3 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。  b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業区域以外の区域を表示していないか。

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
2 保 育 室 等 の 構 造 設 備 及 び 面 積	1 保育室等の面積等	<p>a 家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参酌しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さか。</p> <p>b 調理設備は、当該施設内にあって専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。</p>
	2 保育室等の採光及び換気の確保、安全性の確保	<p>a 採光が確保されているか。</p> <p>b 換気が確保されているか。</p> <p>c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。</p>
	<p>3 便所</p> <p>(1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室との区画 便所の安全な使用の確保</p> <p>(2) 便器の数</p>	<p>a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。</p> <p>b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。</p> <p>c 便所は保育を行う部屋及び調理設備が設けられている部屋と区画され衛生上問題がないか。</p> <p>a 便器の数が、1以上であるか。</p> <p>※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。</p>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
3 非 常 災 害 に 対 す る 措 置	1 [考え方] 保育室等が2階以上にある場合であつても、指導基準第4による評価ではなく、本基準により評価を行うものとする。 (1) 消火用具の設置 (2) 非常口の設置	a 消火用具が設置されているか。 b 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。  a 非常口は、火災等非常時に入所(利用)乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。
	2 (1) 非常災害に対する計画の策定  (2) 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	a 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。 a 訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
5 保 育 内 容	1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。	<p>a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育内容を工夫しているか。</p> <p>b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。</p> <p>(a) カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。</p> <p>(b) 必要に応じ入所（利用）乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。</p> <p>(c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。</p> <p>(d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。</p> <p>c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。</p> <p>d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。</p> <p>※ テレビは含まない。</p>

指導基準	調査事項	調査内容
5 保育内容	<p>2 保育に従事する者の保育姿勢等</p> <p>(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上</p> <p>(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮</p> <p>(3) 児童相談所等の専門的機関との連携</p>	<p>a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。</p> <p>b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人性と専門性の向上を図るように努めているか。</p> <p>a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。</p> <p>a 入所（利用）乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。</p> <p>※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。</p>
	<p>3 保護者との連絡等</p> <p>(1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施</p> <p>(2) 保護者との緊急時の連絡体制</p> <p>(3) 保育室の見学</p>	<p>a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。</p> <p>a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。</p> <p>※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。</p> <p>a 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応すること。</p>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
6 給 食	1 衛生管理の状況 調理設備、調理、配膳、食器等 の適切な衛生管理	<p>a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。また、哺乳ビンを使用するごとによく洗い、滅菌しているか。</p> <p>b 調設備が清潔に保たれているか。</p> <p>c 調理方法が衛生的であるか。</p> <p>d 配膳が衛生的であるか。</p> <p>e 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。</p> <p>f 原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用擦る等適当な措置を講じているか。</p>
	2 食事内容等の状況 (1) 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容	<p>a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。</p> <p>b 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。</p> <p>[市販の弁当等の場合]</p> <p>c 乳幼児に適した内容であるか。</p> <p>d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。</p>
	(2) 献立に従った調理	<p>a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。</p>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
7 健 康 管 理 ・ 安 全 確 保	1 乳幼児の健康状態の観察登園、 降園の際、乳幼児一人一人の 健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察及び、 保護者からの乳幼児の報告を受けて いるか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、 皮膚の異常の有無、機嫌等 b 降園の際、登園時と同様の健康状 態の観察が行われているか。保護者 へ乳幼児の状態を報告しているか。
	2 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な 発育チェックを毎月定期的に行って いるか。
	3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健 康診断を入所（利用開始）時及び1 年に2回、学校保健法に規定する健 康診断に準じて実施  【考え方】 3 a、bについては在籍児童全員が実施 していることを求めるものであるが、 各施設の状況を鑑みて在籍児童に対して おおむね実施されている状況をもって 「適」と自治体が個別判断することも可。	a 乳幼児の健康状態の確認のため、 入所（利用）児の健康診断はなるべ く入所（利用）決定前に実施し、未 実施の場合は入所（利用開始）後直 ちに行っているか。 b 1年に2回の健康診断が実施され ているか。（おおむね6月毎に実施） ※ 施設において直接実施できない場 合は、保護者から健康診断書又は母 子健康手帳の写しの提出を受けるこ と。 c 入所（利用開始）後の乳幼児の体 質、かかりつけ医の確認、緊急時に 備えた保育施設付近の病院関係の一 覧を作成し、全ての保育に従事する 者への周知が行われているか。
	4 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法 （昭和47年法律第57号）に基づく 労働安全衛生規則（昭和47年労働 省令第32号）に基づき採用時及び1 年に1回実施しているか。 b 調理に携わる職員には、おおむね 月1回検便を実施しているか。

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
7 健 康 管 理 ・ 安 全 確 保	5 医薬品等の整備	<p>a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。</p> <p>※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等</p>
	6 感染症への対応	<p>a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。</p> <p>b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。</p> <p>c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。</p>
	7 乳幼児突然死症候群に対する注意	<p>a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。</p> <p>b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。</p> <p>※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。</p> <p>c 保育室では禁煙を厳守しているか。</p>

指導基準	調査事項	調査内容
7 健康管理・安全確保	8 安全確保	<p>a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。</p> <p>b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。</p> <p>c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。</p> <p>d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。</p> <p>e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</p> <p>f 児童の食事に関する情報や当日の子ども健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。</p> <p>g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。</p> <p>h 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。</p>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
7 健康 管理 ・ 安全 確保	8 安全確保	<p>i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。</p> <p>j 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて i に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。</p> <p>k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。</p> <p>l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。</p> <p>m 事故発生時には速やかに当該事実を市に報告しているか。</p> <p>n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>o 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p>

指 導 準 基	調 査 事 項	調 査 内 容
8 利 用 者 へ の 情 報 提 供	1 施設及びサービスに関する内容 の 掲 示	<p>以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名</li> <li>b 建物その他の設備の規模及び構造</li> <li>c 施設の名称及び所在地</li> <li>d 事業を開始した年月日</li> <li>e 開所している時間</li> <li>f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由</li> <li>g 入所（利用）定員</li> <li>h 保育士その他の職員の配置数又はその予定</li> <li>i 設置者及び職員に対する研修の受講状況</li> <li>j 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</li> <li>k 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</li> <li>l 緊急時等における対応方法</li> <li>m 非常災害対策</li> <li>n 虐待の防止のための措置に関する事項</li> </ul>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
8 利 用 者 へ の 情 報 提 供	2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	<p>以下の事項について、利用者による書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>c 施設の名称及び所在地</p> <p>d 施設の管理者の氏名</p> <p>e 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</p>
	3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	<p>a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。</p>
9 備 える 帳 簿	1 職員に関する書類等の整備	<p>a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿があるか。</p> <p>b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者名簿（労働基準法第107条）</li> <li>・賃金台帳（労働基準法第108条）</li> <li>・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）</li> </ul>
	2 在籍（利用）乳幼児に関する書類等の整備	<p>a 在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用）記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。</p>

(別紙)

認可外保育施設立入調査事項（第5条関係）

3. 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。）の指導基準等

指導基準	調査事項	調査内容
1 保育に従事する者の数及び資格	1 保育に従事する者の数 原則、1人に対して乳幼児1人 〔考え方〕 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。	a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数
	2 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。	a 有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。
	3 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業区域以外の区域を表示していないか。

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
2 保 育 室 等 の 構 造 、 設 備 及 び 面 積	1 事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼  [考え方] 事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。	a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。 b 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めているか。
4 3 非 常 災 害 対 策 措 置 以 上 の 措 置 設 け る 場 合 の 条 件	1 防災上の必要な措置の実施	a 防災上の必要な措置が講じられているか。
5 保 育 内 容	1 保育の内容  ※ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育が行われているか。 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。 c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。 d 乳幼児に対し漠然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関りが少ない「放任的」な保育になっていないか。

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
5 保 育 内 容	<p>2 保育に従事する者の保育姿勢等</p> <p>(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上</p>	<p>a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設の設置者又は管理者については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。</p> <p>b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人性と専門性の向上を図るよう努めているか。</p>
	<p>(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮</p> <p>(3) 児童相談所等の専門的機関との連携</p>	<p>乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。</p> <p>利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。</p> <p>※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。</p>
	<p>3 保護者との連絡等</p> <p>(1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施</p> <p>(2) 保護者との緊急時の連絡体制</p>	<p>a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは施設保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。</p> <p>b 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。</p> <p>※ かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。</p>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
6 給 食	<p>[考え方]</p> <p>指導基準第6については、適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払うことが必要である。</p> <p>1 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理</p>	<p>食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。</p>
	<p>2 食事内容等の状況</p>	<p>a 乳幼児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。</p> <p>b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。</p>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
7 健康 管理 ・ 安全 確保	1 乳幼児の健康状態の観察  預かり、引渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。  ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等  b 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。
	2 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき採用時及び年に1回実施しているか。  b 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施しているか。
	3 感染症への対応	a 感染予防のための対策が行われているか。
	4 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。  b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。  ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。  c 保育中は禁煙を厳守しているか。

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
7 健康 管理 ・ 安全 確保	5 安全確保	<p>a 施設の設定の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。</p> <p>b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。</p> <p>c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。</p> <p>d 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。</p> <p>e 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。</p> <p>f 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。</p> <p>g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、職員に対し実技講習を定期的受講させているか。</p> <p>h 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。</p>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
7 健 康 管 理 ・ 安 全 確 保		<p>i 事故発生時には速やかに当該事実を市に報告しているか。</p> <p>j 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
8 利 用 者 へ の 情 報 提 供	1 施設及びサービスに関する内容の提示	<p>以下の事項について、書面等による提示等がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名</p> <p>b 事業所の名称及び所在地</p> <p>c 事業を開始した年月日</p> <p>d 保育提供可能時間</p> <p>e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由</p> <p>f 利用定員</p> <p>g 保育士その他の職員の配置数又はその予定</p> <p>h 設置者及び職員に対する研修の受講状況</p> <p>i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>j (提携している場合は) 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>k 緊急時等における対応方法</p> <p>l 非常災害対策</p> <p>m 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 ( 受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。 )</p>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
8 利 用 者 へ の 情 報 提 供	2 サービス利用者に対する契約内容の 書面等による交付	<p>以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>c 事業所の名称及び所在地</p> <p>d 事業所の管理者の氏名</p> <p>e 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>g (提携している場合は) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</p>
	3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
9 備 え る 帳 簿 等	1 職員に関する書類等の整備	<p>a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿があるか。</p> <p>b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者名簿（労働基準法第107条）</li> <li>・賃金台帳（労働基準法第108条）</li> <li>・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）</li> </ul>
	2 利用乳幼児に関する書類等の整備	<p>a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。</p>

(別紙)

認可外保育施設立入調査事項（第5条関係）

4. 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）の指導基準等

指導基準	調査事項	調査内容
1 保育に従事する者の数及び資格	1 保育に従事する者の数 原則、1人に対して乳幼児1人 〔考え方〕 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。	a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数
	2 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者をいう。	a 有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市長若しくは児童相談所設置市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。
	3 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業区域以外の区域を表示していないか。

指 導 基 準	調査事項	調査内容
2 保育室等の構造、設備及び面積	<p>1 事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼</p> <p>[考え方]</p> <p>事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。</p>	<p>a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。</p> <p>b 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めているか。</p>
4 3 非常災害を2階以上に対すに設置する場合の条件	<p>1 防災上の必要な措置の実施</p>	<p>a 防災上の必要な措置が講じられているか。</p>
5 保育内容	<p>1 保育の内容</p> <p>※ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。</p>	<p>a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育が行われているか。</p> <p>b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。</p> <p>c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。</p> <p>d 乳幼児に対し漠然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関りが少ない「放任的」な保育になっていないか。</p>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
5 保 育 内 容	<p>2 保育に従事する者の保育姿勢等</p> <p>(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上</p>	<p>a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。</p> <p>b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人性と専門性の向上を図るよう努めているか。</p>
	<p>(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮</p> <p>(3) 児童相談所等の専門的機関との連携</p>	<p>乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。</p> <p>利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関へ通告しているか。</p> <p>※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。</p>
	<p>3 保護者との連絡等</p> <p>(1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施</p> <p>(2) 保護者との緊急時の連絡体制</p>	<p>a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。</p> <p>b 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。</p> <p>※ かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。</p>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
6 給 食	<p>[考え方]</p> <p>指導基準第6については、適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払うことが必要である。</p> <p>1 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理</p>	<p>食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。</p>
	<p>2 食事内容等の状況</p>	<p>a 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。</p> <p>b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。</p>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
7 健康 管理 ・ 安全 確保	1 乳幼児の健康状態の観察  預かり、引渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。  ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等  b 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。
	2 職員の健康診断	a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。  1回実施しているか。  b 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施しているか。
	3 感染症への対応	a 感染予防のための対策が行われているか。
	4 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。  b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。  ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。  c 保育中は禁煙を厳守しているか。

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
7 健康 管理 ・ 安全 確保	5 安全確保	<p>a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。</p> <p>b 安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的実施しているか。</p> <p>c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。</p> <p>d 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。</p> <p>e 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。</p> <p>f 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。</p> <p>g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的受講しているか。</p> <p>h 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。</p>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
7 健 康 管 理 ・ 安 全 確 保		i 事故発生時には速やかに当該事実 を市に報告しているか。 j 事故の状況及び事故に際して採 った処置について記録しているか。 k 死亡事故等の重大事故が発生した 施設については、当該事故と同様の 事故の再発防止策及び事故後の検証 結果を踏まえた措置をとっているか。

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
8 利 用 者 へ の 情 報 提 供	1 施設及びサービスに関する内容の提示	<p>以下の事項について、書面等による提示等がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名</p> <p>b 事業所の名称及び所在地</p> <p>c 事業を開始した年月日</p> <p>d 保育提供可能時間</p> <p>e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由</p> <p>f 利用定員</p> <p>g 設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況</p> <p>h 設置者の研修の受講状況</p> <p>i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>j（提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>k 緊急時等における対応方法</p> <p>l 非常災害対策</p> <p>m 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（            受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）</p>

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
8 利 用 者 へ の 情 報 提 供	2 サービス利用者に対する契約内容の 書面等による交付	<p>以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>c 事業所の名称及び所在地</p> <p>d 事業所の管理者の氏名</p> <p>e 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>g (提携している場合は) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>h 利用者からの苦情を受け付ける連絡先</p>
	3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容
9 備 え る 帳 簿 等	1 利用乳幼児に関する書類等の整備	a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳 幼児の生年月日及び健康状態、保護 者の連絡先、乳幼児利用記録並びに 契約内容等が確認できる書類がある か。